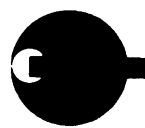


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

○右同	○道路の区域変更及び供用開始 路維持課	○右同	○土地改良区の役員の退任届 (耕地課)	○身体障害者関係医師の指定 (障害福祉課)	○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	○換地計画の適否決定 (耕地課)	○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
四	四	五	一	一	一	一	一

告
示

奈良県告示第二百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第二項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	上田 治夫
医療機関の名称	上田医院
医療機関の所在地	大和高田市磯野東 一〇 上田ビ
診療科目	神経内科・リハ ビリテーション
指定年月日	平成十八年 七月二十四

明 珍 薫	黒滝村国民健康保 険診療所	吉野郡黒滝村寺戸 一八二一	外科・整形外科 (肢体不自由)	平成十八年 七月二十四 日
松村 憲晃	町立大淀病院	吉野郡大淀町大字 下瀬三五三番地の 一	整形外科(肢体 不自由)	平成十八年 七月二十四 日
藤井 唯誌	香芝旭ヶ丘病院	香芝市磯壁三丁目 七七番地の二	整形外科(肢体 不自由)	平成十八年 七月二十四 日
平林 秀裕	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	脳神経外科(肢 体不自由)	平成十八年 七月二十四 日
長門 雅子	天理よろづ相談所 病院	天理市三島町二〇 〇番地	小児科(肢体不 自由)	平成十八年 七月二十四 日
		ル四階	科(肢体不自由)	日

奈良県告示第二百十八号

土地改良法、昭和二十四年法律第百九十五号、第十八条第十六項の規定により、大和
平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿本善也

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 松田 甯明 大和郡山市小南町二五三

奈良県告示第二百十九号

土地改良法 昭和二十四年法律第百九十五号 第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十八年七月二十八日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿本善也

申請者	明日香村長 関 義清
換地計画	中山間地域農村活性化総 合整備事業 高市地区 (立部・橘工区)
縦覧期間及び場所	平成十八年八月七日から同月二十 六日まで 明日香村役場

奈良県告示第二百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 平成十二年法律第五十七号 第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿本善也

区域の名称	区 域	縦 覧 場 所
上北山村小椽（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
上北山村小椽（〇一六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場建設課
下北山村土桑原（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び下北山村役場産業建設課
下北山村土桑原（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び下北山村役場産業建設課
下北山村土桑原（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び下北山村役場産業建設課
下北山村土桑原（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び下北山村役場産業建設課

[illegible]

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百六十九号

三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
宇陀市室生区 田口元上田口 一四四五番先 から	前 A	四・一 〃 二・三・〇	四 七四七・四	
宇陀郡富爾村 大字山粕七三 〇番一先まで	後 B	一・一・〇 〃 七九・〇	三、三五五・五	うち右楠花トシネ ル四三〇・〇メー トル、榎坂トシネ ル一、八二七・〇 メートル、弁財天 フジノミ橋四四・ 〇メートル

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十八年八月四日

奈良県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間、一般の縦覧に供する。

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百七十号

三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
宇陀市大宇陀区拾生 七二六番九先から	前 A	五・一 〃 二・一・四	二、六七八・九	
宇陀市大宇陀区野依 一二九四番四先まで	後 B	一・一・〇 〃 六五・〇	二、八一九・〇	

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十八年八月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十八年二月十七日第七六一二〇五号

平成十八年五月三十一日第七六一二〇五一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年七月 十七日第六五〇四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年七月 十七日第四〇九七号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市新木町四六〇番地ノ一六、四六〇番地ノ一九、四六〇番地ノ三〇、四六〇番地ノ三一、四六〇番地ノ三二、四六〇番地ノ三三、四六〇番地ノ三四、四六〇番地ノ三五、四六〇番地ノ三六及び四六〇番地ノ三七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北郡山町三一 番地ノ三
和光建設株式会社 代表取締役 峠隆雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市新木町四六〇番地ノ一六
下水道 大和郡山市新木町四六〇番地ノ一六の一部

一 許可番号

平成十八年五月十五日第七八一二二一號

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年七月 十八日第六五〇五号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市高山台三丁目二六番地ノ二、二六番地ノ三、二六番地ノ五、二六番地ノ七、二六番地ノ九、二六番地ノ一〇、二六番地ノ一二及び二六番地ノ一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区難波二丁目二番二号

近鉄不動産住宅株式会社 取締役社長 星田八郎太

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十八年八月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十八年四月十七日高士第一七一三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年七月二十四日高士第六五八号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市真美ヶ丘三丁目一〇番地ノ九及び一〇番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘三丁目一〇番二号

岡本勝

発行 奈良県
奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇一代

印刷 株式会社 春日
奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

【定 価】 一 か 月 三 千 四 百 五 十 円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 四 十 五 円 （ 共 に 、 送 料 別 ）

本誌は再生紙を使用しています。